

いなべ市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等（特定非営利活動法人いなべ市文化協会）の監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果報告を次のように公表する。

平成30年3月12日

いなべ市監査委員 羽場 恭博

いなべ市監査委員 鈴木 順子

平成 2 9 年 度

# 財政援助団体等監査結果報告書

(特定非営利活動法人いなべ市文化協会)

いなべ市監査委員

## 財政援助団体等監査

### 第1 監査実施年月日及び監査対象

#### 財政援助団体等監査

実施年月日	対象団体	所管課
平成30年2月5日(月)	特定非営利活動法人 いなべ市文化協会	総務部 危機管理課

### 第2 監査の概要

#### 1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

#### 2 監査の対象

平成28年度の特定非営利活動法人いなべ市文化協会における執行事務のうち、本市からの補助を受けて執行されたいなべFM放送事業について監査を実施した。

#### 3 監査の主眼

- ・補助金の交付申請、請求及び受領は適切に行われているか。
- ・補助金は事業計画及び交付条件、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金に係る収支の会計経理は、適正に行われているか。
- ・補助金に係る精算報告、実績報告は適正に行われているか。

### 第3 監査の方法

平成28年度の補助対象事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係者から説明を聴取するとともに、当該補助事業に係る関係諸帳簿、証拠書類等の照合および調査する方法で監査を実施した。

### 第4 監査の結果

特定非営利活動法人いなべ市文化協会への補助金は、交付目的に沿って支出、その他事務処理が執行されていた。なお、監査の過程において気付いた事務処理上の事項や軽易な案件については、その都度口頭により善処方を指示した。

## 1 監査対象団体の概要

名称・代表者	特定非営利活動法人いなべ市文化協会 会長 弓矢 孝己
事務所所在地	いなべ市北勢町阿下喜3083番地1
目的及び事業	<p>文化活動を通して芸術文化の振興を図り、地域文化水準の向上に寄与、伝統文化を継承することに関する事業を行ない、いなべ市の発展の基盤を培うことを目的とするために次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各種文化事業の企画運営</li> <li>② 文化団体の育成並びに文化・芸術活動の奨励及び協力支援</li> <li>③ いなべ市教育委員会が行う各種文化事業への協力及び事業支援</li> <li>④ 会員及び市民等と協働して行う発表会、研修会、交流会等の開催</li> <li>⑤ 文化・芸術活動による社会福祉貢献事業</li> <li>⑥ 文化・芸術等の振興、発展に特に貢献のあった団体・個人の表彰及び顕彰</li> <li>⑦ 機関紙の発行などによる情報発信</li> <li>⑧ 文化施設の運営管理</li> <li>⑨ 電波法に定める無線局の開局及び運営管理</li> <li>⑩ その他、本会の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>
組織構成	<p>(役員) 理事(会長)1名 理事(副会長)1名 理事(理事長)1名 理事8名 顧問2名</p> <p>(職員) 職員9名 パーソナリティ26名</p>

職員数は、平成30年2月監査資料より

## 2 補助金等に関する事業の執行状況

(1) コミュニティFM放送事業補助金 37,000,000円

(2) 実施したおもな事業

- 毎月1回 防災ラジオの試験放送を実施
- 毎日定時に市政情報を4分間発信

- 番組中に市内で開催されるイベントを告知
- 防災特別番組を作成して放送
- 防犯防災など生活安全情報番組の放送
- 台風接近時、臨時災害放送に切替え、避難準備情報、台風情報及び災害対策情報を発信
- 番組表に指定避難所、避難時の準備情報等の防災啓発情報を掲載
- 平成28年4月から平成29年3月までの番組表を各戸配布

### 3 指摘事項

支出科目がバラバラであったため整理をし、統一されたい。

支出の際のレシートや領収書の添付、支払い調書の作成者及び検印の確認印に不十分なものが見られたため、今後は十分に留意し事務処理に当たられたい。担当部署は実績報告書の書類・内容について確実に確認を行うように指摘する。

### 4 所見

コミュニティFM放送事業は、災害発生時に緊急防災情報を、災害発生後に防災情報、避難情報、被災者支援情報等の伝達と併せて市政情報を発信することを目的としている。このため、市の補助金は放送機能が最低限維持できる金額が妥当と考えており、補助金の根拠となる算定基準を早急に作成し整備されたい。

また、いなべ市民がパーソナリティを努め、市の情報を発信するなど魅力ある放送になるよう努力されており、併せて企業努力、営業努力により更なる発展を期待する。今後も放送局の役割を厳守していただき、市民の生命と財産を守るためにも安全・安心に寄与され末永く継続していただくことを期待するものである。

以上